

【機密情報の取扱いについて】

第1条 秘密情報の特定

「秘密情報」とは、以下の情報を指すものとする。

1. 営業秘密、ノウハウ、その他の会社が保有する有用かつ非公知で、秘密として管理された情報
2. 会社の経営上の情報（経営戦略、経営方針、価格決定に関する情報、取引先との取引金額、業務提携等の情報）
3. 会社の財務上、人事上、組織等に関する情報
4. 顧客情報等の個人情報
5. 前各号のほか、会社が秘密情報として指定した一切の情報

第2条 秘密保持義務

当社は契約終了後も、秘密情報を第三者に開示、漏えいせず、使用もしないことを誓約します。

第3条 秘密情報の破棄ないし返還

当社との契約が終了した際は、契約終了日までに秘密情報の原本、複製物、電磁的記録について、貴社の指示にしたがって破棄ないし返還し、契約終了日以降当社で保有しないことを誓約します。

第4条 違反に対する制裁

本誓約書に違反し、秘密情報を開示、漏えい又は使用したときは、民事上、刑事上の法的責任を負担することを確認し、その際に貴社の負った損害（弁護士費用を含む）を賠償することを誓約します。

イノベーションセブン合同会社 2022.12.12